

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 公開請求の内容

公文書公開請求日：平成24年7月2日（平成24年7月3日受付）

- 請求内容：① 平成19年4月1日～平成20年3月31日までの名張中学校の校務日誌全て
- ② 平成19年度、20年度に行われた名張市小中学校教頭会議録全て
- ③ 平成19年度、20年度に行われた名張市小中学校校長会議役員会の会議録全て
- ④ 平成19年度、20年度に行われた名張市小中学校長会研修会の研修文書全て
- ⑤ 平成19年度、平成20年度に行われた伊賀地域小中学校校長会議の会議録全て
- ⑥ 平成19年度、20年度において、名張市小中学校長と教頭が教育委員会に提出した
公用車使用の届出書の様式
- ⑦ 職員が公務災害で負傷したときの病院への搬送する車の規定及び搬送する人の規定

3 公開決定処分

実施機関の処分：平成24年7月11日付名教学教第1056号

- 処分の内容：① 平成19年4月1日～平成20年3月31日までの名張中学校の校務日誌全て
……公開
- ② 平成19年度、20年度に行われた名張市小中学校教頭会議録全て
……作成していないので不存在
- ③ 平成19年度、20年度に行われた名張市小中学校校長会議役員会の会議録全て
……作成していないので不存在
- ④ 平成19年度、20年度に行われた名張市小中学校長会研修会の研修文書全て
……作成していないので不存在
- ⑤ 平成19年度、平成20年度に行われた伊賀地域小中学校校長会議の会議録全て

……作成していないので不存在

- ⑥ 平成19年度、20年度において、名張市小中学校長と教頭が教育委員会に提出した公用車使用の届出書の様式

……公開

- ⑦ 職員が公務災害で負傷したときの病院への搬送する車の規定及び搬送する人の規定

……公開

4 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った公文書公開請求に対し、②③④⑤の項目について実施機関が行った公文書不
存在決定の取り消しを求める。

5 異議申立て理由

実施機関は、名張市小中学校教頭会議、名張市小中学校校長会議、同役員会、校長会研修会、伊賀地域小中学校校長会議の会議録は作成していないので存在しないと回答しているが、平成19年度、平成20年度当時、名張中学校の教頭は、勤務時間中に定期的に出張として名張市小中学校教頭会議に出席していたことから、教頭会議は任意の団体ではなく、公的な会議であると考えられるので、会議録は作成して保存する義務が発生する。したがって、会議録は公開されるべきである。また、平成19年度、平成20年度当時、名張中学校の校長は、勤務時間中に定期的に出張として名張市小中学校校長会役員会議、名張市小中学校校長会研修会、伊賀地域小中学校校長会議に出席していたことから、これらの会議等は任意の団体ではなく、公的な会議であると考えられるので、会議録は作成して保存する義務が発生する。したがって、会議録はいずれも公開するよう申し立てたものである。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公

正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

当審査会が実施機関に聴取を行い、各項目における組織及び会議実態について確認した。

- ② 名張市小中学校教頭会は、名張市立小中学校の教頭が構成員であるが、条例等の規定に基づき組織されたものではない。教育委員会が教頭を招集して行う会議は存在せず、したがって、会議録は作成していないため存在しない。

なお、教員の研修権に基づき、1年に数回、教頭会を対象とした研修会を教育委員会が実施する場合があるが、この場合の復命については口頭であるため、対象となる公文書は存在しない。

- ③ 名張市小中学校長会議は、名張市立小中学校の校長を招集して教育委員会から一方的に付議、伝達する場であり、会議録は作成していない。校長会議役員会についても校長会議で付議する内容について役員に事前に伝達する場であるので、同様に会議録は作成していない。

- ④ 校長会研修会は組織ではなく、研修目的の視察を指すものであり、学校長に研修権はないため、視察研修は出張として認めているものである。このため、視察研修の開催案内などの関係文書は取得している。

- ⑤ 伊賀地域小中学校校長会議の会議録については、三重県教育委員会が招集し、主催するものであるが、一方的に付議、伝達する場であることから会議録は作成されていない。したがって、市の教育委員会において取得していない。

付議書については、三重県教育委員会において作成されているものの、保存年限が1年間であることを確認した。名張市内の小中学校の校長が所持している個人のファイルについても調査したが、該当年度の付議書はすでに廃棄済みである。

よって、②及び③については、会議録等の記録が作成されていないため、該当公文書は不存

在であること、④については、取得している関係資料は視察研修の開催案内のみであること、⑤については、三重県において会議録等の記録が作成されておらず、したがって市においても取得していないため、該当公文書は不存在であること、以上の点からすれば、実施機関の行った決定は妥当といわざるを得ない。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

7 審査会の意見

本事案では、異議申立人が会議録の公開を求めているのに対し、事項書、付議書が存在するのに会議録という請求の文言から不存在決定をしている。

しかし、公文書公開、非公開、不存在等の決定に当たっては、公開請求者が必要とする公文書の特定に最大限の努力をし、公開請求者に十分確認するべきである。すなわち、公文書の公開決定等に当たり、公開請求の記載内容のみで判断すれば公文書が存在しない事実があるとしても、公開請求者が記載している請求内容の文言に限定せず、その関連文書等も含めて調査の上、公開請求者が求める文書を特定する努力を行うべきである。

また、不存在決定をするに際しても、その理由を附記する場合、いかなる事実関係に基づき不存在とされたのかを、異議申立人がその記載自体から理解できるよう配慮すべきである。

8 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 8月14日	諮問書受理
平成24年11月19日	第56回名張市情報公開審査会 審査
平成24年11月20日	実施機関へ審査会出席依頼
平成24年 1月21日	第57回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成25年 3月 4日	第59回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成25年 5月13日	第60回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成25年 6月10日	第61回名張市情報公開審査会 審査
平成25年 8月27日	第62回名張市情報公開審査会 審査
平成25年11月 6日	第63回名張市情報公開審査会 審査
平成26年 1月22日	第64回名張市情報公開審査会 答申

9 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
会長職務代理	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士
委 員	三 宅 裕一郎	三重短期大学法経科准教授
委 員	國 富 静 代	名張市人権擁護委員
委 員	中 谷 由希子	三重弁護士会 弁護士